



# 税のたより

## 軽自動車税の変更について

平成26年度税制改正により、軽自動車税の税率変更が行われます。

▼原動機付自転車および二輪車など  
平成27年4月1日から原動機付自転車および二輪車などについては、下表のとおりとなります。

種別	税率		
	変更前	変更後	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー	2,500円	3,700円	
軽2輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
小型2輪自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

## ▼四輪以上および三輪の軽自動車

平成26年度までに登録された四輪車などについては現在の税率を適用しますが①、平成27年度以降に新車購入された四輪車などにおいて、税率の引き上げを実施いたします②。

また、グリーン化を進める観点から、初期登録から13年を経過した四輪車などについては、平成28年度から重課税の税率が適用されます③。

軽自動車車種種別	税率				
	①平成27年3月31日以前に登録	②平成27年4月1日以後に新車登録	③初期登録から13年経過した車両		
3輪	3,100円	3,900円	4,600円		
4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

▼問い合わせ先 市役所税務課(内線352~354)

## 償却資産の申告について

平成27年1月1日現在、個人や法人で事業(アパート経営、貸駐車場や太陽光発電など)を行っている方のうち、市内で事業を営むために所有している土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)をお持ちの方、もしくは、これらの償却資産を他の事業者へ貸し付けておられる方は、地方税法第383条の規定により、所有状況を申告してください。

また、新たに事業を始められた方など、申告書や申告の手引が必要な方は、市役所税務課へご連絡ください。

▼申告期限 平成27年2月2日(月)  
※窓口での混雑などを避けるため、できる限り1月19日(月)までに申告をお願いします。

## 償却資産の対象となるもの(例)

種類	対象となる資産の例
構築物	舗装路面(駐車場など)、外構(垣、門扉、植栽など)、井戸、外灯、ネオンサイン、広告塔、屋外給排水設備、温室など

機械および装置	太陽光発電設備、機械類、動力設備、製造加工装置、修理用機械装置、土木機械、搬送設備など
船舶	はしけ、ボート、漁船、遊覧船、モーターボートなど
航空機	飛行機、ヘリコプターなど
車両および運搬具	ブルドーザー、クレーン車、フォークリフトなどの大型特殊自動車、台車など
工具・器具および備品	机、椅子、ロッカー、金庫、タイプライター、計算機、レジスター、放送設備、テレビ、陳列ケース、その他測定器具、取付工具、検査工具、医療機器、自動販売機、パソコンなど

## ※注意事項

以下のものは、償却資産の申告の対象にはなりません。  
・耐用年数が1年未満のものまたは取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上、一時に損金または必要な経費に算入されたもの。  
・取得価額が20万円未満の償却資産で、事業年度ごと一括して3年間で償却し損金または必要な経費に算入されたもの。

## 家屋を取り壊した場合は

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に課税されます。

賦課期日前までに取り壊された家屋は、翌年度から課税されませんので、「家屋とりこわし届(税務課備え付け)」に必要な事項を記入し、押印のうえ、12月25日(木)までに提出してください。ただし、滅失登記をされた方は、提出不要です。

▼問い合わせ先 市役所税務課(内線355~357)

## 市税などの納付は、安心便利な口座振替をご利用ください

▼まだ間に合うと思っっているうちに納期が過ぎてしまった経験はありませんか?

口座振替を利用すれば、納期限前日までに入金しておくだけで自動的に納付されます。

※ただし、「〇〇年度随期」と記載されている納期分は口座振替できません。

## ▼申し込み手続き

申込書(口座振替依頼書)が置いてある市が指定する金融機関または、市役所、十四山支所で手続きしてください。

## ▼申し込みに必要なもの

- ・預貯金通帳
  - ・預貯金通帳のお届け印
- ※なお、手続きが完了するまでに約2カ月かかります。

## ご注意

口座振替日に残高不足などの理由により振替ができなかった場合、後日送付される現金払い用の納付書(口座振替不能通知書)にて納付していただくことになります。また、納付の時期によっては行き違いにより、督促状が送られることがありますのでご承知おきください。

▼問い合わせ先 市役所収納課(内線382・383)

# 12月のお知らせ

- ・ 弥富市役所 65-1111 (代表)
  - ・ 鍋田支所 68-8001
  - ・ 十四山支所 52-2111
  - ・ 総合福祉センター 65-8103
  - ・ 総合社会教育センター 65-0002
  - ・ 図書館 65-1117
  - ・ 歴史民俗資料館 65-4355
  - ・ 同報無線確認電話 65-8517
- ※臨時放送の確認ができます。  
(市外局番 0567)

人口	44,506人 (+27)
男	22,362人 (+16)
女	22,144人 (+11)
世帯	16,703 (+28)

(平成26年11月1日現在)

「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当」の申請期限は12月26日(金)消印有効となっております。この期限を過ぎると、申請書を受け付けることができなくなり、申請書が届いている方は忘れずに申請してください。

また、書類不備の連絡や案内文が届いている方は、現在、審査が止まっています。この場合でも期限を過ぎると支給できませんので、期限内に書類を提出してください。

詳細は8月に配布したチラシや市ホームページ「おしらせ」をご覧ください。

ひとり親家庭などを対象に支給されている児童扶養手当が改正されました。これまでは公的年金などを受けているため児童扶養手当の対象とならなかった方も、平成26年12月1日以降は、申請される方や児童が受け取る公的年金給付などの額が児童扶養手当額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されるようになります。

手当を受けるためには、申請が必要になります。差額の計算方法などの詳細については市役所児童課までお問い合わせください。

なお、来庁される場合は、現在受給している年金の金額がわかる書類をお持ちください。

市役所児童課 (内線152・154)

## おしらせします

### 新春交歓会を開催します

市民の皆さんと、すがすがしい気持ちで新年のあいさつを交わし、新しい年の門出を祝いたいと思います。

事前申し込みの必要はありません。どなたでも参加できます。

▼とき 平成27年1月5日(月)  
○弥生学区、桜・日の出学区、白鳥学区  
午前9時15分~10時  
(受付 午前9時)

○大藤学区、栄南学区、十四山地区  
午前10時45分~11時30分  
(受付 午前10時30分)

▼ところ  
総合社会教育センター  
公民館ホール

## 平成27年成人式

平成27年1月11日(日)午前11時(受付 午前10時30分)

▼とき  
平成27年4月2日(土)午前11時  
(受付 午前10時30分)

▼対象者  
平成6年4月2日~平成7年4月1日生まれの方

▼問い合わせ先  
総合社会教育センター  
公民館ホール

※現在、就職・大学などで住民票を市外に異動されている方は案内状が届きませんので、弥富市で成人式を希望される方はお問い合わせください。

○子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当 (内線162~167)

## 児童扶養手当法の改正について

ひとり親家庭などを対象に支給されている児童扶養手当が改正されました。これまでは公的年金などを受けているため児童扶養手当の対象とならなかった方も、平成26年12月1日以降は、申請される方や児童が受け取る公的年金給付などの額が児童扶養手当額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されるようになります。

手当を受けるためには、申請が必要になります。差額の計算方法などの詳細については市役所児童課までお問い合わせください。

なお、来庁される場合は、現在受給している年金の金額がわかる書類をお持ちください。

▼参考  
児童扶養手当の額は、平成26年12月1日時点で、児童1人の場合41,020円~9,680円(申請者の所得に応じて金額が決定されます)、第2子は5,000円、第3子は3,000円となります。

▼問い合わせ先  
市役所児童課(内線154)

○子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当 (内線162~167)